

新型コロナウイルス感染症に関する報告書

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」によると、新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日（24時間）を経過すること」とされています。

なお「軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態のことを指します。

この報告書は、発症日から毎日の体温や症状を記入し、新型コロナウイルス感染症が治り、登園する際に、保育所、こども園に提出して下さい。

み く 保育所 組 名前

診断名 : 新型コロナウイルス感染症

診断日 : 令和 年 月 日 (曜日)

医療機関名 :

◎ 毎日体温や症状を記入しましょう。

	月日・曜日	午前の体温	午後の体温	症 状	解熱剤使用 の有無
発症日	月 日 ()				有・無
1日目					有・無
2日目					有・無
3日目					有・無
4日目					有・無
5日目					有・無
6日目					有・無

◎上記の通り、発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後24時間、自宅療養を行いましたので、本日より登所させます。

年 月 日

保護者名